

平成25年度共済事業に関する懇談会における「意見・」要望等

平成26年1月号の組合公報「石鎚（V o 1 . 2 7 7）」でお知らせしました「共済事業に関する懇談会」につきまして、紙面の都合でご紹介できませんでした組合員及び共済事務担当者の方々の皆様からの「意見・」要望及び共済組合からの回答を掲載します。で、あわせてご覧ください。

総則事項

Q 今後、共済組合制度の充実のため、具体的に取組んでいることをお知らせ願いたい。

A

○ 短期給付事業

短期給付財政の周知及び疾病予防と健康への意識啓発の推進を行うために、「短期給付財政安定化計画」を作成し、短期給付財政の収支状況、医療費分析の周知を行うほか、疾病分類等統計資料の所属所への提供や公報を活用し、健康情報、健康啓発リーフレット作成に取り組んでいます。

また、医療給付の適正化対策として、短期経理財政の健全化要請のための所属所訪問、医療費通知による適正受診の啓発、レセプトの内容点検等の強化及びジェネリック医薬品の利用促進に取り組んでいます。

○ 長期給付事業

年金制度の改正が行われた場合は、組合公報「石鎚」及びリーフレットなどで周知するとともに、所属所からの要請に基づき、職員が所属所に出向き、制度改正の内容について説明を行っています。また、退職予定者相談会等では年金試算書を渡し、年金の詳しい説明を行っています。

なお、現在、日本年金機構と全国連合会を含む各共済組合の間で、一元化後の年金相談、年金請求等のワンストップサービスに向けた検討が行われています。

○ 保健事業

組合員と被扶養者の健康づくりとして、人事・労働安全衛生担当者を対象とした労働安全衛生業務担当者研修会を開催し、健康情報を提供するとともに、保健事業に対する意見・要望を

伺うほか、50歳代退職準備型のライフプランセミナーを開催し、生きがい、健康、家庭経済に関する情報を提供し、生涯を通じた生活設計を支援しています。

また、保健事業の効果的活用として、予防健診事業の人間ドック等利用助成及びがん検診補助の充実を図っているほか、特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上のために、積極的な生活習慣病予防の啓発と効果的な保健指導に取り組んでいます。さらには、電話による健康相談・メンタルヘルズ相談の実施、

県・市町連携によるメンタルヘルズ対策事業への参画を行い、組合員の健康保持増進に努めています。

○ 貯金事業

昨年度の共済事業に関する懇談会において、ご要望があった「共済貯金の賞与積立て」の実施に向けて取り組んでいます。また、資金運用につきましては、経済及び金融情勢の動向を見極めながら、安全かつ効率的な運用に努めています。

○ 貸付事業及び物資供給事業

組合公報「石鎚」などで利用促進に向けたPRを行うとともに、貸倒れ事故防止のための周知に努めています。また、貸付事業では、全国連合会において、貸付金の減少対策として、貸付基準の見直しを検討されています。

Q 短期・長期の掛金率の今後の見込みを教えてください。

A 短期給付・長期給付に係る財源

率（掛金率、負担金率の合算率）は、毎年、引き上げられています。

短期給付事業に係る財源率は、各都道府県の市町村職員共済組合毎に算定することとされており、その算定方法は、本組合における短期給付事業に必要な費用（組合員・被扶養者の医療費、高齢者医療制度への拠出金等）を本組合の総報酬額（給料、期末勤勉手当）で除した率となります。本組合の場合、収入面では、総報酬額の増加が見込めない状況にあること、支出面では、高齢者医療制度への納付金、支援金等の拠出金が年々増加しており、拠出金額

が平成25年度予算ベースで支出の51%を占める状況にあることなどから、今後も短期給付財源率が高くなるものと思われま

す。このような状況から、本組合では、組合会において「高齢者医療制度に関する決議」を行い、全国連合会を通じて厚生労働省など関係機関へ公費負担の拡充等について要望を行っているところでありま

す。また、長期給付事業に係る財源率につきましては、地方公務員、国家公務員を合わせた全国の公務員を一つの財政単位として、少なくとも5年毎に保険料率の再計算（財政再計算）を行うことになっていま

す。前回は平成21年に財政再計算が実施され、毎年、9月に0・354%ずつ財源率が引き上げられています。現在の長期給付の財源率は16・216%ですが、次回財政再計算の平成26年にそれ以後の財源率が決められ、平成30年以降は厚生年金部分について厚生年金と同じ18・3%に統一される予定です。

Q 短期・長期財源率ともに毎年の

ように引き上げが行われているが、共済組合として組合員の負担増を抑えるための取り組みについてお考えをお聞かせいただきたい。また組合会議員の方にも職員の方が大きい部分を改善するための方策を考えていただき

A 短期給付事業に係る財源率につきましては、各都道府県の市町村職員共済組合毎に算定することになっていま

す。本組合の場合は、高齢者医療制度への納付金、支援金等の拠出金が年々増加しており、平成25年度当初予算では当該拠出金額が医療費の額を上回るなど、拠出金の増加が短期財源率の高くなる主な要因となっています。このような状況から、これまで高齢者医療制度に関する公費負担の拡充等について組合会で決議し、全国連合会を通じて厚生労働省など関係機関への要望を行っております。今後も、機会があれば、組合会議員の皆さまと協議のうえ、全国連合会を通じて要望をしていきたいと思います。

なお、長期給付事業に係る財源率につきましては、地方公務員共済組合連合会において算定する

こととされており、平成30年に厚生年金の保険料率に統一することとが決定していることから、今後も、段階的に引き上げられることになりま

す。Q 共済制度について毎年冊子が配付されるが、データで配付したのでよい。組合公報「石鎚」も同じ。印刷経費の削減及び紙ごみの削減につながると思いま

す。データで組合公報「石鎚」を配付する場合、現行の紙ベースの公報紙については希望者のみに配付することとしてはどうでしょうか。

A 冊子「私たちの共済組合・互助会」は、組合員の皆さまに共済制度をご理解、ご活用いただくための常備冊子として、制度改正や事業の見直し時期等を考慮し、基本的には3年毎に発行しています。また、本組合ホームページは、当該冊子をベースに作成し、制度改正等が行われた場合には、随時、事業内容の更新を行っております。

組合公報「石鎚」は、共済組合からの情報を全組合員の方に周知するための手段として位置付けており、ペーパーレス化については、公報紙としての性格上、庁内L A

N等の整備により全組合員の方が閲覧できる環境下であることが条件となります。PDF等によるデータ提供により経費削減効果が期待できますが、現行の紙ベースでの配付を希望される組合員の方もおられますので、引き続き、組合会議員、共済担当者の皆さまのご意見もお伺いしながら、検討したいと考えております。

Q 共済事業のうち特に利用の多い事業をピックアップして、ホームページなどでわかりやすく説明していただきたい。

A 共済組合ホームページのトップページ画面では、組合員の方が、利用したい事業の説明ページにできるだけ容易に到達できるように、「就職したとき」、「病気・けがのとき」、「家・車の購入のとき」など、各種手続方法をまとめた構成としていますが、事例を加えるなどできるだけわかりやすい表現となるよう、検討していきたいと思いま

す。ご意見のありました「共済事業の内容を分かりやすく把握できるような資料」につきましては、「私たちの共済組合」の簡易版になるかと思いますが、組合員の方に手に取っていただけるよう、現行の

冊子の見直しも含めまして、検討していきたくと考えております。

Q 標準報酬制へ移行した場合、標準報酬の定時決定（9月）に当たっては、4月から6月の3か月間の報酬の平均額をもって決定されることになると思うが、その3か月間において特に残業手当が多かった場合、標準報酬月額が高くなると思われるが、次回定時決定まで標準報酬月額の改定はないのか教えていただきたい。

A 標準報酬月額は、原則として次の定時決定までの間、変更されません。

ただし、昇給などによって組合員の報酬の額が著しく変動した場合は、随時改定（標準報酬月額に2等級以上の差が生じた場合の改定）により標準報酬月額が変更となります。

なお、随時改定は、原則、固定給与（基本給、扶養手当、通勤手当など）の変動により改定するもので、時間外勤務手当などの非固定的給与の変動による改定はありませんが、ご質問の趣旨を踏まえ、現在、総務省で検討が行われています。

短期給付関係

Q 愛媛県の短期財源率が全国的に高い理由と、いつ頃から全国的に高い水準となったのか教えていただきたい。

A 短期給付の財源率は、収入面では総報酬額が、支出面では医療費と高齢者医療制度への拠出金が大きく影響することになります。本組合の平均給料月額が全国的に低い水準にあること、医療費は本県の扶養率が全国平均より高いことなどから、組合員1人当たりの金額が高くなる傾向にあるといえます。また、支出に占める高齢者医療制度への拠出金の割合が51%を占める状況であり大きな要因となっております。

この10年間においても、短期財源率は全国的に高く、全国連合会が行う短期給付財政調整事業の財政調整を受けない年度は、平成17年度と24年度の2年だけとなっております。長年財源率の高い状況が続いています。

Q 年2回配付される「医療費のお知らせ」の記載内容に記憶がない受診歴や受診日数に相違等があったとき、共済組合の対応をお聞かせください。

A 医療費通知は、組合員に受診状況を通知し、医療費に対するコスト意識の啓発と適正受診の理解を深めるために保険医療機関名等を表示し、実施しているものです。また、柔道整復師などの療養費受診の適正化を図り、負傷原因調査を実施するなど、医療費全般に係る内容審査や架空請求防止の調査をしています。

この医療費通知についての不明なことや不正請求と思われることがありましたら、早急に共済組合医療係までご連絡ください。これらの原因等については、保険者として可能な範囲で社会保険診療報酬支払基金、四国厚生支局、愛媛県保健福祉部、愛媛県接骨師会などの関係機関に報告、照会を行う原因の調査を行い、医療給付に要する費用の適正化及び短期給付財政の健全化を図ります。

年金関係

Q 平成27年10月から共済年金と厚生年金が統合し、現在ある職域部分が同時に廃止されることとなるが、統合することで共済組合員のメリットはどのようなことがあるのか教えていただきたい。

また、統合により長期給付に係

る掛金率の変動してくるのか？
給与が上がらない現状で、掛金率ばかり上がると負担が多くなるばかり、との感じしか残らない。

A 在職中であつても、障害共済年金が支給されるようになるぐらいで、メリットはほとんどありません。

一元化の目的の一つとして、共済年金と厚生年金の制度的な差異の解消があり、共済年金が有利な部分は厚生年金に揃えることになっていきます。その流れの中で、厚生年金には無い職域部分は廃止されますが、形を変えて「年金払い退職給付」が創設されることになりました。

また、保険料率については、平成25年8月時点において、厚生年金の保険料率は16・766%、共済の保険料率は16・216%で、平成25年9月からの厚生年金の保険料率は17・120%、共済の保険料率は16・570%になる予定です。

厚生年金、共済年金とも保険料率は、毎年0・354%ずつ引き上がり、厚生年金は平成29年、共済年金は平成30年に18・3%に統一されます。

Q モデルケース（標準報酬月額 36

万円、40年加入)の場合、一元化後において年金額はどのくらい下がるのか教えていただきたい。

A 現行の職域年金部分を1とする
と厚生年金相当部分は5の割合となつています。年金払い退職給付の創設後も厚生年金相当部分の割合は変わらず、職域年金部分が月額2万円から1・8万円に減額となりますので、全体の年金から見ると大きな減額とはなりません。

Q 退職共済年金の支給開始年齢の引上げと平成27年10月から導入される「年金払い退職給付」の関連性について教えていただきたい。

A 昭和36年4月2日以降の生まれの方は65歳から退職共済年金が支給されることとなります。

退職共済年金は職域年金部分と厚生年金相当部分から成り立っていますが、平成25年10月からは職域年金部分が廃止されるため、平成25年9月までの組合員期間については現行の職域年金部分の算定方法に基づき計算を行い、平成25年10月以降の組合員期間については新しく創設される「年金払い退職給付」の算定方法に基づき計算を行って、これら合算分と厚生年金相当部分を65歳から受

給することになります。

なお、65歳に達する前に退職共済年金を繰り上げて受給することができませんが、その時の減額率は繰上げ請求月から65歳になる前月までの月数1か月につき0・5%となります。

保健事業関係

Q 人間ドックの利用助成額を増額してほしい。

A 平成25年度から組合員等の利用に対する人間ドック等の共済組合の利用助成額及び互助会の利用補助金は、それぞれ2万4000円及び10000円とし、合わせて2万5000円としましたので、前年度と比較しますと、1日ドックは△5800円、1泊2日ドックは△1万1400円、2日通院は△7000円、また、脳ドックは△1万1000円の減額となっております。

組合員数の減少や給料の伸びが見込めない状況下、財源率の引上げも難しいこともあり、限られた財源での運営を余儀なくされておりますので、共済組合及び互助会の各事業における積立状況を踏まえ、平成25年度の助成額及び補助金を措置したものであります。

なお、6月26日開催の労働安全衛生業務担当者研修会や共済事業に関する懇談会などで「増額」とのご意見・ご要望などもありますので、平成26年度以降につきましては、これらのご意見・ご要望や平成25年度の収支状況、将来推計を踏まえ、8月以降に開催予定の議員協議会でご協議をお願いすることとしております。

Q 共済組合の保健師が特定保健指導を行う場合、所属所に出向き保健指導を行っているのか教えていただきたい。

A 特定健康診査による特定保健指導については、中予地区と東予地区は共済組合保健師が市町へ出向き、動機付け支援及び積極的支援該当の組合員に対して行いますが、南予地区については、委託業者により同様の保健指導を行っております。

この保健指導は、生活習慣病の増加をくい止めるために行われ、ご自身の健康管理・生活改善に役立っただけでなく、増え続ける医療費の抑制効果も期待できますので、積極的に受診していただくようお願いいたします。

Q 特定健康診査・特定保健指導の

利用率等が低い場合、平成25年度から医療保険者に対しペナルティーが科されると聞いていたが、ペナルティーの状況について教えていただきたい。

A 平成20年度から始まった特定健康診査及び特定保健指導では、制度の開始から5年間の実績による利用率、実施率、減少率に応じて後期高齢者支援金にペナルティーを科すとされてきましたが、最近公表された「高齢者医療制度の見直しについての最終取りまとめ」では、全く実施していない医療保険者に対してのみ、ペナルティーを科すとされております。

まだ、正式に決まったものではなく、今後更に検討されるのではないかと考えておりますが、今後とも、この特定健康診査等の利用率・実施率等の実績を上げるように積極的に取り組んでまいります。

Q 被扶養者の特定健康診査の受診券については、自治体主体の住民健診の際にも使用できるので、共済組合にはその旨周知をお願いしたい。

A 特定健康診査の受診券については、集団検診時に受診が間に合う

ように5月下旬の早い時期に、送付文書にその説明を入れた実施機関一覧表等を添付しています。

しかし、地域の集団検診時にご利用いただけるのは、現在のごところ3市5町です。それ以外の市町では、特定健康診査が受けられる実施機関は共済組合が契約している機関だけとなりますが、無料でご利用いただけますので、この受診券が送付された方は、12月未だに受診をお願いします。

貯金事業関係

Q 金融機関の預金金利が低金利である中、共済貯金の金利は年1・0%と有利な金利になっていますが、どのような運用をされているのかお伺いします。

A 資産の運用は、国債、地方債、財投機関債などの安全性の高い有価証券で運用しています。共済組合では運用基準を設けており、株などのようにリスクの高いものの運用はできないことになっています。内訳は、有価証券が65%、70%、預貯金が30%、35%となっています。

また、共済貯金が金融機関より有利な金利になっていますのは、金融機関のように店舗、ATM、

カードなどの諸経費がかかっていないためだと考えています。

Q 共済貯金加入者に毎年配付しているダイアリーとミニカレンダーを廃止して、その分利率のアップにつなげてほしい。

A 配付希望者がいるため廃止が難しいのであれば、地方公務員ダイアリーの一律配付を止めて、希望者に配付するとか、選択制にするとか、配付の方法を見直して、経費の節減を図られてはいかがですか。

A 携帯電話やパソコンの普及により、スケジュール管理などの方法は多様化していますので、「地方公務員ダイアリー」の配付については、共済組合としましても検討課題としています。そのため、皆さまのご意見を随時お伺いしています。これまでの懇談会におきましては、廃止や見直しのご意見がある一方で、継続配付を希望するご意見もあります。また、退職のため解約された方から、有償で構わないので分けて欲しいとのご要望もあり、個人や所属所によって、「地方公務員ダイアリー」に対す

るご意見が違いますので、今後とも皆さまのご意見を参考にして、配付方法等も併せて随時検討していきたいと考えています。

また、ポケットカレンダーにつきましては、事業のPRの一つとして組合員全員にお配りしていますが、このポケットカレンダーにつきましても、随時検討し貯金事業の周知を図っていきたくと考えています。なお、利率アップにつきましても、組合会議員の皆さまにご協議いただく事項ですが、事務担当としましては、「地方公務員ダイアリー」やポケットカレンダーの費用は、直ちに金利に反映・影響するほどの金額ではありませんので、廃止しなくても金利アップは難しいと考えています。

貸付事業関係

Q 普通貸付等における償還回数等を選択可能にしてほしい。

A 貸付事業は、総務省の示す貸付準則に基づいて貸付規程が設けられていることや、全国の共済組合で共同実施しております貸付債権共同保全事業の適用を受けていることから、共済組合が独自

に貸付規程の改正をすることはできません。

このため、貸付規程の改正を必要とする償還回数等の選択につきましては、共済組合では対応することができない仕組みになっておりますので、ご理解の程お願いいたします。

Q 住宅貸付の申込みをしたところ、必要書類とされてない書類の添付や貸付審査に直接関係ないと思われる書類の提出を求められるなど、手続きが煩雑であったので結局、金融機関で借入れることとしたのですが、貸付審査のための提出書類が必要以上に多いのではないのでしょうか。

A 貸付事業の貸付事故に係る貸付債権共同保全事業は、平成24年度から民間保険に加入して保険金を受け取る事となっております。このため、貸付審査は保険金請求のことを考慮しながら、慎重に行っていますので、必要に応じて確認のための書類を色々と提出していただくこともあります。なお、貸付審査などの貸付事業の見直しについては、適宜、全国連合会へ要望してまいりたいと考えております。

Q 物資供給事業を利用する場合
の手続方法を教えてください。

A 指定店の契約をしていない業者
の場合は、所属所から推薦をして
いただき、共済組合で要件を確認
したうえで、指定店の契約をしま
す。指定店には年会費などがあり
ますので、業者には物資供給事業
をご理解していただいたうえで、
契約をしていただく必要があります。

なお、実際に車を購入する場合
は、指定店で購入金額や物資利用
金額の交渉を行い、共済事務担当
課で物資購入票の用紙を受け取り、
必要事項を記入のうえ、指定店で
押印を受け、共済事務担当課へ物
資購入票を提出してください。

また、組合公報「石鎚」4月号
の別冊「契約業者(指定店)名簿」
の表紙に、物資供給事業の仕組み、
利用方法を記載していますのでご
参照ください。